

## 議案第 2 号

富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴い、富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。